［一～六の二　略］

七　法第百三条の六第一項及び第二項の規定に基づく総務大臣の権限

［八　略］

［2～5　略］

附　則

［1～4　略］

（附属設備）

5　法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の三の総務省令で定める附属設備は、中継局その他の設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。

6　法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の四の総務省令で定める附属設備は、同号の電気通信設備に電力を供給するための設備とする。

7　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認定の申請） **第二十五条の四**　［略］ 2　法第二十七条の十三第二項第十三号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。 ［一～三　略］ 四　前各号に掲げるもののほか、法第二十七条の十二第二項第九号に基づき開設指針において定める事項に関する事項 ［3　略］ （認定書の交付） **第二十五条の五**　法第二十七条の十三第六項の規定により開設計画の認定をしたときは、申請者に対しその旨、認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間を記載した認定書を交付する。 （外国の無線局の運用の許可手続） **第三十一条**　法第百三条の六の規定による外国の無線局の運用の許可の申請は、その外国の無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局の無線設備の規格ごとに行わなければならない。 ［2～4　略］ **別表第二号第2**　［略］ ［様式略］ ［注1～20　略］	（認定の申請） **第二十五条の四**　［同上］ 2　法第二十七条の十三第二項第十一号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。 ［一～三　同上］ 四　前各号に掲げるもののほか、法第二十七条の十二第二項第六号に基づき開設指針において定める事項に関する事項 ［3　同上］ （認定書の交付） **第二十五条の五**　法第二十七条の十三第四項の規定により開設計画の認定をしたときは、申請者に対しその旨、認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間を記載した認定書を交付する。 （外国の無線局の運用の許可手続） **第三十一条**　法第百三条の五の規定による外国の無線局の運用の許可の申請は、その外国の無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局の無線設備の規格ごとに行わなければならない。 ［2～4　同上］ **別表第二号第2**　［同左］ ［様式同左］ ［注1～20　同左］

［一～六の二　同上］

七　法第百三条の五第一項及び第二項の規定に基づく総務大臣の権限

［八　同上］

［2～5　同上］

附　則

［1～4　同上］

（附属設備）

5　法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十一号の三の総務省令で定める附属設備は、中継局その他の設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。

［新設］

6　［同上］